

第1章 市民活動をめぐる現状の確認

本委員会では、市民活動の多様化や中間支援の現状など、現在の川崎市における市民活動をめぐる状況をみた上で、市の支援施策などについて確認しました。

1 川崎市市民活動支援指針とは

川崎市では、市民活動支援指針を基本的な施策の柱として、平成15（2003）年に全市的な市民活動支援拠点「かわさき市民活動センター」が設置され、幅広い市民活動支援の取組が実施されてきました。また、各区に区民活動支援コーナーが設置され、地域の活動の打ち合わせや資料作成に活用されるようになるなど、市民活動を様々な側面から支える仕組みが整備されてきました。各区では、提案型事業等による市民活動団体との協働型事業など、市民活動団体の特性を尊重して行政のパートナーとして公共をとともに担っていく取組も行われてきています。

川崎市市民活動支援指針の概要

位置付け

- 市民活動を推進するための基本的な指針
- 市民活動の自主性・自立性に配慮した行政の支援基準

市民活動とは（定義）

ボランティア活動をはじめ、市民が自発的・継続的に参加し、社会サービスの提供等、第三者や社会の課題解決に貢献する、営利を目的としない活動（布教を目的とする宗教活動、特定の政党や候補者を支援する活動は除く。）

支援のあり方

- 支援とは、市民同士が「相互支援」していくことを原則とする。
- 支援の基本は、必要とされる活動資源＜人材、資金、活動の場、情報（⇒4つの活動資源）等＞が提供されていく仕組みを構築すること。
- 行政がそれらを提供する際には、市民活動の自立した社会的役割を尊重し、できるだけ中間支援組織を通して行うようにするとともに、市民活動推進委員会を設置し、支援の推進について協議・検討を行う。

※市民活動支援指針の全文は、巻末の資料編（P.40～）に掲載しています。

2 市民活動の現状

(1) 市民活動の役割と発展

市民活動は、地域の身近な課題意識を出発点として、自発的に課題解決に取り組みながら、サービスを必要としている人とサービスを提供する活動団体とをつなげる役割を担ったり、必要に応じて行政との仲立ちを行ったりすることなどを通じて、活動を地域に広げていきます。

これまで市民活動団体が必要性を認識し先駆的に行っていた活動内容が、次第に多くの人に必要と認められ、新たに行政サービスとなる事例もあるなど、自主的・自発的に始まった活動が、多くの人達の共感を得て広がっていくというダイナミズムがあります。

活動事例紹介

特定非営利活動法人 多摩家事介護ワーカーズ・コレクティブくるみ

～自主事業から発展して生まれた地域助け合いのNPO法人～

15年ほど前に地域の助け合いの輪を広げようと、高齢者・障がい者・病弱者、子育て中の方などを対象とした家事援助の自主事業から始まった活動は、その後制度化された介護保険事業や公的福祉サービスに担い手として関わることによって発展してきました。平成11年にはNPO法人格を取得しています。



<http://www.wco-kurumi.sakura.ne.jp/>

(2) 活動主体や手法の多様化

市民活動支援指針では、市民活動を、「ボランティア活動をはじめ、市民が自発的、継続的に参加し、社会サービスの提供など、第三者や社会の課題解決に貢献する、営利を目的としない活動」と定義しています。また、支援の対象となる市民活動については、「狭い意味での市民活動団体（例えば特定非営利活動法人格取得団体やそれに準じる団体など）に限定することなく、地域や職場をベースに結成された任意のボランティアグループであっても、支援の対象とする。また、川崎市内で活動を行っていれば、その事務所の所在地は、問わない。」と幅広く対象としています。このように、当初は非営利団体や無償のボランティア団体が支援対象の中心として描かれていました。

しかし近年は、住民や市民活動団体等がビジネスの手法を活用して地域社会の課題解決に取り組むソーシャルビジネス／コミュニティビジネス(SB/CB)が増加したり、町内会や自治会などのコミュニティが自主的に地域課題の解決に取り組んだり、公益財団法人や、大学などの教育機関、企業(事業者)などの主体が、地域への貢献活動を行うことも増えており、市民活動という言葉の範囲を超えて、地域の課題解決などに取り組む担い手や手法が多様化してきています。

活動事例紹介

川崎信用金庫の社会貢献活動 ～金融機関による地域貢献～

地域の行事や環境・まちづくり活動等への参加、子供たちのサッカー大会や子供劇場の開催などのスポーツ・文化活動、作文・絵画コンクールを通じた国際感覚の醸成と国際親善への貢献、環境に配慮した定期預金「里山」・個人向けローン商品の開発・販売など幅広い地域貢献活動を展開しています。

地域社会の発展や地域経済の活性化に向けて「経営サポートセンター」を設置し、創業・新分野進出、経営改善、事業承継などの活動に取り組んでいます。

さらに、地元中小企業の販路拡大を目的とした「ビジネスフェア」、「ものづくり商談会」など各種ビジネスマッチングの機会を提供しています。また、NPO法人などを支援する融資の制度も整備されています。



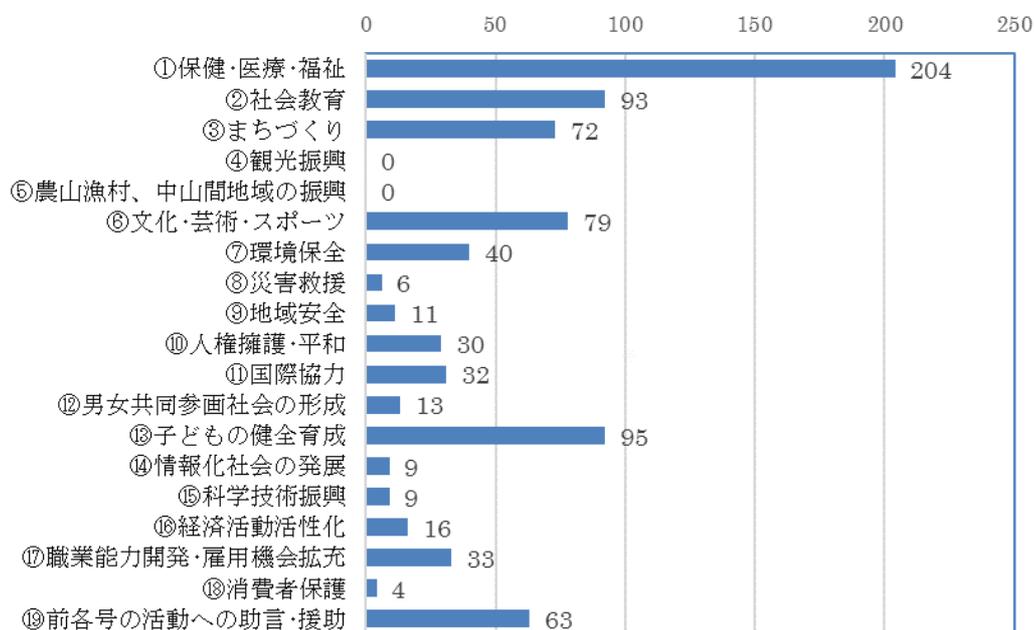
平成26年3月19日 川崎市と包括協定締結

<http://www.kawashin.co.jp//>

(3) 市民活動の数や活動内容

市内では多様な市民活動が展開されていますが、その数や活動内容を正確に把握することは困難です。例えば平成26（2014）年3月末日現在、かわさき市民活動センターに利用登録をしている団体は634団体あります。また、川崎市内で認証を受けているNPO法人は、平成26（2014）年3月末日現在、336法人あります。その登録分野別内訳を見ると、「保健・医療又は福祉の増進を図る活動」が最も多く、次いで「子どもの健全育成を図る活動」、「社会教育の推進を図る活動」となっています（図1-1）。これらは市内の市民活動の一部であり、この他にも多くの市民活動が市内で展開されていると考えられます。

図1-1：市内NPO法人分野別登録数（平成26年3月末日現在）



※川崎市所轄法人の届け出に基づく。登録総数 809。1法人で複数の分野を登録している法人もある。

（4）市内の様々なコミュニティ¹の状況

ア 地域単位に応じた活動

市内には様々な規模や形態のコミュニティが活動しています。例えば、最も身近な地域単位の一つである町丁では、町内会・自治会をはじめとして、子ども会や老人会、自主防災組織などが日常的に活動しています。小中学校区や地区の単位では、PTA、地域教育会議や地区町内会連合会や地区民生・児童委員協議会などが活動しています。区や市の単位では、各活動団体の区及び市レベルでの連合体として様々な協議会などが組織されています。それぞれの特性に応じて活動領域や地域が異なり、その活動内容も様々です。

イ 地域における活動拠点

地域における活動拠点としては、町丁単位では町内会館・自治会館、小中学校区では小中学校をはじめとして、こども文化センター、いこいの家などの施設、区単位では区役所・支所や市民館・分館、区社会福祉協議会などの団体や施設、市単位では、かわさき市民活動センター、川崎市社会福祉協議会などの団体や施設があります。この他にも、民間の集会施設や会議室、コミュニティ・カフェや公園など、様々な場所が活動の拠点として活用されています。

¹ 川崎市自治基本条例では、第9条でコミュニティの尊重等について規定し、コミュニティを、「居住地、関心又は目的を共にすることで形成されるつながり、組織等」と定義しています。

3 市民活動をめぐる法制度等の整備

(1) 特定非営利活動に関する法制度

平成7（1995）年の阪神・淡路大震災では市民のボランティア活動が大きな力を発揮しました。このような市民の自主的・自発的な活動を活性化するための環境整備として、それまでの社団法人や財団法人とは違った、より簡便に法人格を得ることのできる法人制度が必要とされました。

こうした要望に応えるため、特定非営利活動促進法（NPO法）が平成10（1998）年に超党派議員による議員立法として成立しました。制定当時、対象の活動分野は12分野あり、都道府県及び経済企画庁（現在の内閣府）が認証事務を担っていました。

平成15（2003）年に法改正が行われ、対象の活動分野が17分野へ、さらに平成24（2012）年には20分野へと拡大され、その間、設立の認証申請手続の簡素化が行われるなど、NPO法人の健全な発展のための環境整備が図られてきました。

川崎市においても、平成22（2010）年4月に神奈川県から地方自治法に基づき認証事務が移譲され、さらに、NPO法改正を受け、平成24（2012）年4月から新たに所轄庁として認証、認定事務を実施しています。

NPO法の成立によって、まだ広く「公益的なもの」として認められていない地域課題の解決に市民が取り組みやすくなったと言えます。

(2) 公益法人制度改革

平成20（2008）年、新公益法人制度が施行されました。これは、明治31年（1898年）の制定から110年以上が経過し、社会環境の変化、多様化する社会のニーズに十分応えることができなくなっていた旧公益法人制度に替わって、社会が求める多様な公益活動を、民間の非営利部門が自発的に行えるようにするための制度改革でした。

新たな制度では、主務官庁制・許可主義が廃止され、法人の設立と公益性の判断が分離されました。一般法人は登記のみでの設立が可能となり、行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）から公益認定基準を満たすと認定されれば公益法人となることができます。こうした制度改革により、主務官庁制を一因とした不透明な裁量行政が解消されることになりました。

法人の信頼性を保障する認定基準として、新公益法人は、不特定多数の人の利益の増進、すなわち公益に資する活動をしているかという「公益性」の基準と、公益目的事業を行う能力・体制があるかという「ガバナンス」の基準に基づき、公益認定を受けることとなります。

また、公益法人の活動を支える仕組みとして、個人や法人から公益法人への寄附について税制上の優遇措置が設けられています。

(3) 寄附による活動支援制度の拡充

NPO法人に対する個人や法人からの寄附を増やし、その活動を支援する目的で、平成23(2011)年6月にNPO法等が改正され、多様な税の優遇措置が受けられる「認定NPO法人」になるための基準が緩和されるとともに、スタートアップ支援として、認定基準のうち一部の基準を免除する「仮認定NPO法人制度」が新たに導入されました。併せて、認定等事務の窓口が、国税庁から都道府県・指定都市へ移管されました。

「認定・仮認定制度」とは、運営組織や事業活動が適正で、公益の増進に資するものとして一定の基準を満たすNPO法人に対し、寄附金控除等、多様な税制上の優遇措置を付与することにより、その法人への寄附を促し、活動を支援する制度です。

さらに、地方税法の改正により、認定を受けていないNPO法人でも、各自治体が個別に条例で指定すれば、個人住民税の寄附金控除の対象にできる、いわゆる「条例指定制度」が創設されました。

川崎市では、市民のNPO法人に対する寄附の気運を醸成することにより、市民による相互支援を促進し、市内におけるNPO活動の健全な発展を図ることを目的に、平成24年(2012)年7月にこの「条例指定制度」を導入しました。平成26(2014)年3月末日現在、神奈川県下では、川崎市のほか、横浜市、相模原市の指定都市をはじめ、10市町がこの制度を導入しています。

平成26(2014)年3月末日現在、川崎市における認定NPO法人は3法人、仮認定NPO法人は1法人、条例指定NPO法人は5法人となっています。

市民とは

平成17年4月に施行された川崎市自治基本条例では、「市民」を「本市の区域内に住所を有する人、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ人又は本市の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいう」と規定しています(第3条)。

具体的には、地方自治法に定める「住民」(市内に住所を有する人で、外国人市民の方や法人を含みます。)のほか、市内の事業所に勤務している人や市内の学校に通学している人、市内で市民活動や事業活動など、様々な活動を行っている個人や団体を含めて市民としています。このように、市民の範囲を広げて定義しているのは、本格的な少子高齢社会の到来、地球環境への配慮、また行政需要の多様化、政策課題の広域化などの状況の中で、地域社会が抱える課題の解決やまちづくりを進めていくためには、いわゆる「住民」だけではなく、川崎という地域社会における幅広い人々が力を合わせていくことが必要であるとの認識に基づくものです。

4 市民主体のまちづくりの取組

本委員会では、市民が主体となってまちづくりを担う取組として、以下の具体的な川崎市の施策や民間の中間支援組織の機能について確認しました。

(1) 参加と協働による市民主体のまちづくりの推進

川崎市は、平成16(2004)年12月に川崎市自治基本条例(以下「自治基本条例」といいます。)を制定し、情報共有、市政への参加、市と市民との協働を自治運営の三原則として、市民主体のまちづくりへ向けた様々な取組を進めています。その中で、平成18年度から各区に区民会議を設置し、参加と協働の拠点である区における課題について調査審議するとともに、具体的な課題解決に向けた取組の検討などを行っています。

また、7つの行政区のうち5区に公募市民等で構成するまちづくり推進組織が置かれ、地域における活動の実施主体として、あるいは地域の活動を支える中間支援的な役割を担い活動を行っています。

平成20(2008)年2月には、市民活動団体と行政が協働で事業を行うときの基本的な考え方と、企画、実施していくための標準的な手順を示した「川崎市協働型事業のルール」が策定され、このルールに基づく協働型事業が推進されています。

最近では、市民活動団体間や市民活動団体と企業間などにおいて、共通の課題解決に対して互いに協力して取り組んでいくことが多くなっています(このような民と民における取組を「市民協働」と呼ぶこともあります)。

(2) 中間支援組織による活動支援

市民活動支援指針では、支援の基本は「人材」「資金」「活動の場」「情報」の4つの活動資源が提供されていく仕組みを構築することとしています。また、4つの活動資源の提供について、「行政がそれらを提供する際には、できる限り『中間支援組織』を通して行う」としています。それは、活動資源が「市民社会の中で、市民活動団体の自主性を尊重し、柔軟かつ、公開性と透明性のある仕組みで提供されていくためには、行政が直接関わることは極力避け、市民の参加とチェックを前提に、中間支援組織にゆだねられることが求められる」からです。川崎市も出資している公益財団法人かわさき市民活動センターは、全市・全領域に渡る市民活動の中間支援組織として、4つの活動資源の提供や相談窓口の設置等を行っています。

このほか、市内における中間支援的な活動としては、麻生市民交流館やまゆりを拠点として場所の提供や相談窓口、情報提供などの各種支援を行う特定非営利活動法人あさお市民活動サポートセンターや、多摩区・中原区を拠点として市民ファンドやコミュニティ・カフェ、コミュニティビジネス支援などを行う認定特定非営利活動法人ぐらすかわさき、日常生活におけるCO₂削減等を推進する川崎市地球温暖化防止活動推進

第1章 市民活動をめぐる現状の確認

センターなどの運営を担う認定特定非営利活動法人アクト川崎などの活動があります。

また市内には、共通の分野や地域をテーマとして市民活動団体同士がネットワークを形成する各種連絡会・協議会なども多数あり、参加団体間での情報共有を行っています。活動に関する助言や助成金の交付などを行っている中間支援組織もあります。

活動事例紹介

みんなのテーブル メサ・グランデ ～多機能型コミュニティカフェ～

認定特定非営利活動法人ぐらすかわさきが運営する中原区新城にある「メサ・グランデ」は、地産地消の野菜や惣菜の販売やカフェレストラン営業を行うほか、貸しスペース、ワンデイシェフ体験、コミュニティビジネス起業講座や交流会なども展開しているコミュニティ・カフェ。新しい交流やコミュニティビジネスを生み出す地域の拠点となっています。

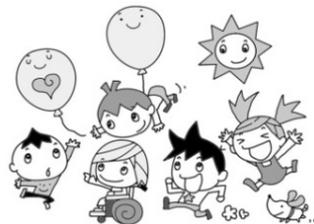


<http://mesa-grande.blogspot.jp/>

活動事例紹介

豊かな地域療育を考える連絡会 ～関係団体の情報交換・連携の場～

特定非営利活動法人わになろう会など、障害児に関わる法人や団体、特別支援学校、障害児保護者などが、療育の現状及びニーズ把握のための情報交換と情報収集を目的としているネットワーク組織です。



月1回の定例会議やフォーラムの開催、学習会や行政への提言、「障がい児の子育て支援ムック」の発行など、様々な活動を展開しています。

<http://ryoiku.com/index.htm>

(3) 寄附による活動への支援

市民活動を支える資金支援の仕組みとしては、これまでも市民活動団体やボランティア団体に対する個人・法人からの寄附や募金活動などが行われてきました。近年は、公益財団法人などがいわゆる市民ファンドを創設し、個人や企業などから寄附金を募って、それを団体への助成や融資等に活用する動きが全国的に見られます。川崎市内でも、市民が主体的に寄附を募って運営する市民ファンドの設立準備の動きが見られます。また、寄附を募る手法も多様化しており、民間の助成団体などでは、インターネットを通じて寄附を募るクラウドファンディングも活用されています。

5 川崎市の市民活動支援施策の現状

(1) 川崎市市民活動推進委員会の活動

平成14（2002）年1月から平成24（2012）年6月までの5期10年に渡り、川崎市市民活動推進委員会が設置され、市民活動支援指針に基づく事業の推進、市民活動の具体的な支援策について検討を行いました。

川崎市市民活動推進委員会の活動と市の施策への反映

- 委員構成：学識経験者・市民活動団体関係者・公募市民 計8名以内
- 設置目的：川崎市市民活動支援指針に基づく事業の推進、市民活動の具体的な支援策について検討を行う。

<4つの提言>

- ① 「市民活動センターの開設に向けて」（平成14年11月）
→かわさき市民活動センター開設（平成15年4月）
- ② 「市民活動の活動資金の確保に向けて」（平成15年11月）
→かわさき市民公益活動助成金の創設（平成16年～）
- ③ 「市民活動の評価に向けて」（平成17年12月）
- ④ 「市民活動の人材育成と情報の共有化に向けて」（平成19年3月）
→市民活動センターによるポータルサイト「応援ナビ・かわさき」の構築・運営（平成20年10月～）

<3つの報告>

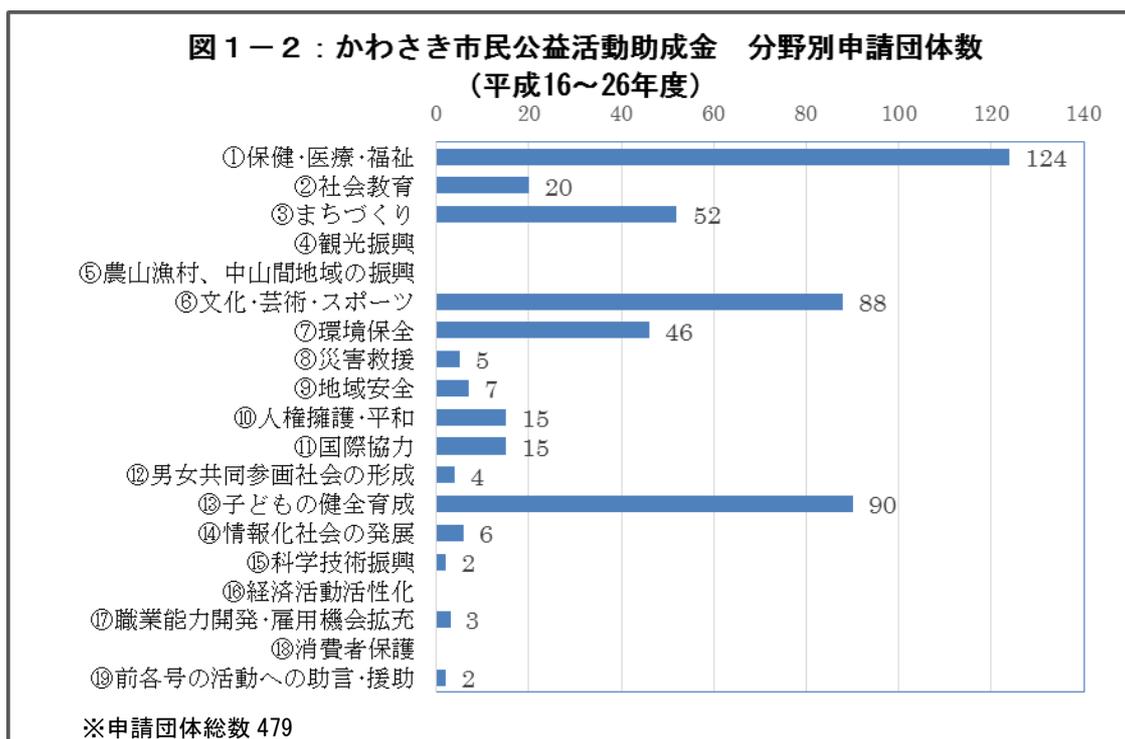
- ⑤ 「川崎市における市民活動支援施策に関する検証」（平成19年3月）
- ⑥ 「協働型事業の推進に関する検証」（平成22年3月）
←「川崎市協働型事業ルール」の策定（平成20年2月）
- ⑦ 「川崎市における市民活動支援拠点に関する検証」（平成24年3月）

(2) 全市・全領域の市民活動支援拠点 かわさき市民活動センター

かわさき市民活動センターは、JR南武線・東急東横線武蔵小杉駅から徒歩数分の高層ビルの1階に位置する、公益財団法人かわさき市民活動センターが運営する全市・全領域に渡る市民活動の中間支援組織です。市民活動に関する各種講座の開催、会議室や市民活動ブースの貸し出し、さらにはフリースペースなどの場の提供、ポータルサイト「応援ナビ・かわさき」の運営、ボランティア・市民活動情報誌「ナンバーゼロ」やボランティア募集冊子「ボラ・ナビ」などの作成、「かわさきボランティア・市民活動フェア」や「ごえんカフェ」などの市民活動交流事業の開催、市民活動相談などが行われています。

第1章 市民活動をめぐる現状の確認

また、川崎市からの補助金等を原資に平成16（2004）年にかわさき市民公益活動助成金が創設され、審査委員会による審査を経て市民活動団体への助成事業が行われています。平成16年度の制度開設以来、平成25年度末までに合計503件、総額174,600,181円が助成されています。分野別申請団体内訳は保健・医療・福祉分野が全体の約4分の1を占め、続いて子どもの健全育成分野と、文化・芸術・スポーツ分野がそれぞれ全体の5分の1程度、まちづくり分野が10分の1程度と続きます。なお、近年、申請団体数は横ばいの傾向がみられます。



(3) 区における市民活動支援

各区では、区役所が参加と協働の拠点としての機能を担っています。

活動拠点としては、区役所・出張所や市民館・分館内等に区民活動支援コーナーなどの市民活動支援拠点が設置されています。麻生区では、麻生市民交流館やまゆりを拠点として特定非営利活動法人あさお市民活動サポートセンターが委託を受け、市民活動の支援に関する事業を担っています。

区と市民との協働事業としては、市民が市民館・分館と協働で行う市民自主学級・市民自主企画事業や、区民の参加と協働により実施する地域課題対応事業などがあります。

資金支援としては、まちづくり推進組織やNPO法人を通じた助成事業を実施している区もあります。

また、地域課題の解決に取り組むことができる仕組みを整えるための基本的な考え方を示した基本方針を策定し、市民活動の担い手となる人材育成に区役所内全体で連携

し、市民が地域で活躍できる機会の創出に取り組んでいる区もあります。

他にも、まちづくり推進組織が中間支援的な役割を果たすことを志向しながら活動している例や、ウェブサイトや冊子作成等を通じた情報提供、交流イベントなどを実施している例もあります。

活動事例紹介

宮前区まちづくり協議会

平成9年に策定された「宮前区区づくりプラン」の理念に基づいて、区民の合意形成を図りながら、行政とのパートナーシップのもと、魅力あるまちづくりをめざすことを目的に設立された区民主体の団体です。

「中間支援の機能」を持った組織として、“つなぐ・むすぶ・ひろげる”といった役割を担っています。広報紙の発行や年1回の「まちづくり広場ラブリみやまえ」の開催、専門部会による取組、市民活動団体への活動資金の支援などを行っています。



http://www.miyamae-matikyouto.com/mk_2012/mk_cgi/mk12aahtml/mk_12aadata.html

(4) ソーシャルビジネス/コミュニティビジネスに対する支援

住民、市民活動団体、企業など様々な主体が、地域や社会の課題解決に向けてビジネスの手法を活用して取り組むのが、ソーシャルビジネス/コミュニティビジネスです。

川崎市では市内のNPO法人と連携し、コミュニティビジネス相談窓口を設置して、相談対応をはじめ、セミナーの実施やメールマガジンの配信等を行っています。また、資金支援の制度として、コミュニティビジネスを行おうとする市内のNPO法人に対する融資制度や商店街の空き店舗等を活用した支援事業が整備されています。

人材育成の取組として、川崎市と専修大学との協定に基づき、両者が連携して「KS(川崎・専修) ソーシャル・ビジネスアカデミー」を開講し、ソーシャルビジネスに関する座学・グループワーク、現場研修などを実施しています。すでに修了生は230人を超え、その中から起業する修了生も出ています。

(5) その他

町内会・自治会への支援としては、全市的な市民自治活動の拠点として川崎市総合自治会館が中原区に設置されており、同会館の管理運営を行う公益財団法人川崎市市民自治財団が、町内会・自治会会館など地域自治施設の土地及び会館の寄附受入及び貸付や、研修会・講演会などの実施、市民自治活動に関する情報及び資料の提供、相談などを行

第1章 市民活動をめぐる現状の確認

っています。また、町内会・自治会は地域が必要とする幅広い活動を行っており、地域での活動に応じて、補助・助成金等が交付されています。

このほか、福祉分野においては社会福祉法人川崎市社会福祉協議会が、また、男女共同参画の分野においては川崎市男女共同参画センター（すくらむ21）が、それぞれの分野での全市的な中間支援組織としての役割を果たしています。

活動事例紹介

長沢自治会 ～住民主体のまちづくり協議会による地域活性化推進～

多摩区長沢自治会は、昭和23年に設立された加入世帯数約2,800の自治会です。納涼盆踊り大会や防災避難訓練をはじめ、多くの地域住民の参加を得ながら活動を行っています。また、地域コミュニティの醸成のために、商店会や大学と連携して「長沢まちづくり協議会」を平成18年に立ち上げ、コミュニティスペース「長沢広場」の管理運営や、広場を拠点に様々な講座や季節ごとに趣向を凝らしたイベントを開催しています。



[http:// www.n-hiroba.net/](http://www.n-hiroba.net/)

6 市民活動支援施策に係る課題

市民活動支援指針の策定後、市内では幅広い市民活動支援の取組が行われてきましたが、その中で以下のような施策上の課題も見えてきました。

(1) 幅広いニーズへの対応の必要性

かわさき市民活動センターが実施した市民活動団体へのアンケート調査や、平成25年度に川崎市が実施した市民活動支援の実態調査（アンケート結果及び実態調査結果については資料編P.54～を参照）の結果を見ると、支援指針に掲げる4つの活動資源（人材・資金・活動の場・情報）に対するニーズは依然として大きいことがわかります。

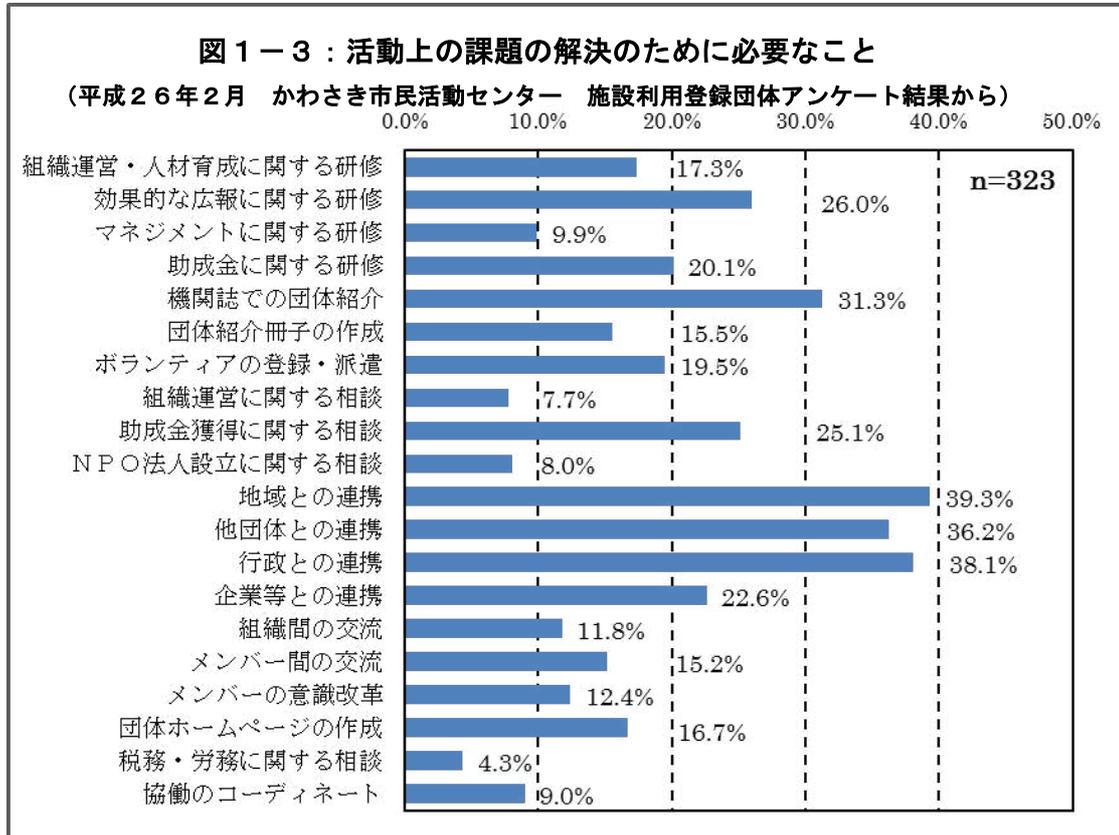
また、活動する上での課題を解決するために必要なこととして、団体運営のスキルアップにつながる研修の充実や、行政のみならず他の団体、町内会・自治会、企業等との連携を重要視する団体が多く（図1-3）、単なる活動資源の提供にとどまらない、幅広いニーズへ対応した支援が必要とされています。

市民活動団体の多様化が進展し、設立初期の団体には、活動の場や資金などの4つの活動資源の直接的な提供が効果的であるに対し、より成熟した団体に対しては、多様な主体との連携のためのネットワーク構築や、専門家による事業立ち上げ期のハンズオン支援²といった団体の事業性や自立性を高める支援を充実させるなど、団体の状況に応じ

² 一対一で寄り添いながら直接支援を行っていくこと

たきめ細かな支援が求められています。

さらに、行政側の支援施策だけでなく、民間の支援メニューも多様になっている一方で、必ずしも個々の市民活動団体が最適な支援にたどり着けていないという声もあることから、団体のニーズと支援メニューのマッチングにも課題があります。



(2) 施策体系上の課題

ア 川崎市自治推進委員会報告書での指摘

川崎市自治推進委員会は、自治基本条例に規定する自治運営の基本原則に基づく制度等のあり方に関して調査審議することにより、市民自治の確立に寄与することを目的として設置されています。平成26(2014)年3月に第4期自治推進委員会から提出された報告書では、自治基本条例に基づく取組の総合的な評価として、協働に関する取組について何点か指摘がなされました。

具体的には、行政と市民活動団体が事業を実施する際の標準的な手続を定めた「協働型事業のルール」について、現状の課題を整理し、より使いやすいものにしていくことの必要性や、「協働」に関する考え方を整理し、関連施策を推進していく必要性、また、市民間での連携・協力についての実態把握の必要性などについて、指摘がありました。

イ 平成25年度包括外部監査報告書

川崎市では、地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査人及び補助者により実施される監査を実施しています。平成25年度に「協働によるまちづくりに関する事業についての事務」をテーマに市の幅広い事業についてこの監査を行ったところ、協働の推進について、「自治基本条例と市民活動支援指針のみでは、全庁的な視点から見た協働の推進に関する事業の具体化が不明瞭である」とされ、主に次のような指摘・意見を受けています。

- ① 協働に関する基本的な考え方及び計画の策定が必要であること。
- ② 協働事業の成果の振り返りと検証が可能な目標の設定が必要であること。
- ③ 全庁的・横断的な視点から協働の推進を担う体制を構築するとともに、自治基本条例の理念や協働に関する基本的な考え方にしたがって協働の推進が行われているかどうかといった検証や事業管理、モニタリングを実施する体制が必要であること。

これらの提案や指摘は、市民活動支援の考え方に直接的・間接的に影響を及ぼすものであり、今後の施策の構築において、尊重すべきものといえます。

7 まとめ

市民活動と呼ばれる活動の範囲やその手法及び主体は、市民活動支援指針の策定時と比べ、多様化してきています。

専ら行政が担ってきた公共サービスについても、事業の外部委託化のみならず、指定管理者制度や協働型事業の実施など、民間の担い手の領域が拡大しています。行政と民間の活動の境界線を明確に引くことは難しいですが、地域における公共の担い手は、主として行政が担っていた時代から、行政のほか市民活動団体、町内会・自治会、企業市民、教育機関など、多様な主体が担う時代へと変化しているといえます。

一方で、川崎市の市民活動への支援施策は、活動拠点の整備や資金支援、協働型事業など幅広く実施されていますが、それぞれの事業目的に基づいて個別に実施されていることから、必ずしも施策間で相互に柔軟な連携が取られているとはいえない状況があります。

市民館等では、市民自主企画事業など、市民活動団体の立ち上げ的な事業を行っていますが、そうした初動期の支援から、やがては区の地域課題解決事業の受託者になるといったような切れ目のない段階的支援のイメージの共有は、地域人材育成基本方針の策定など一部の区で始まったばかりです。

かわさき市民活動センターは全市・全領域の市民活動の中間支援組織であり、可能な範囲で市内で提供される様々な支援の把握に努めてはいますが、すべての組織を横断的につなぐには至っていません。市民活動団体のニーズに対する支援のあり方について、再考する必要性も出てきています。

前記6(2)の報告・指摘にもあるように、近年の幅広い活動主体や活動手法に対応した協働のあり方や、市民間における協働・連携への対応のあり方について、現在全庁的に

整理されているものがないことから、領域間を総合的に調整し、事業管理を行う規範となる考え方の整理が必要となっています。

指定管理者制度とNPO法人

指定管理者制度は、広く民間事業者等に公の施設の管理を代行させ、市民サービスの向上、経費の削減を図りながら、多様化する市民ニーズにより効率的・効果的に対応していくための制度です。川崎市では、制度導入により、特に、こども・子育ての分野やスポーツの分野で、数多くのNPO法人がそれぞれのノウハウを生かしながら、地域に根ざした施設運営を行っています。

■菅生こども文化センター（宮前区菅生ヶ丘）

特定非営利活動法人あかい屋根（指定管理期間 平成23年4月～平成28年3月）

- ・ こども文化センター（児童館）は、児童の地域での遊びの拠点として、また児童の健全育成を目指して概ね中学校区毎に設置
- ・ 菅生地区の菅生こども文化センターの「運営協議会」が平成17年に指定管理者に指定され、平成22年度にNPO法人化
- ・ 「利用団体代表企画会議」「こどもスタッフ会議」など利用者による企画運営、自主企画事業など、地域と一体となった運営が積極的に行われており、地域の市民活動への支援も展開



■高津スポーツセンター（高津区二子）

SELF 高津スポーツセンター事業体（株式会社カワサキスポーツサービス、特定非営利活動法人高津総合型スポーツクラブ SELF）（指定管理期間 平成23年4月～平成28年3月）

- ・ スポーツセンターは、市民のためにスポーツの普及及び振興に関する各種の事業を行う施設として市内5区に設置
- ・ 住民主体のコミュニティクラブづくりを基本コンセプトに、平成18年に総合型スポーツクラブ SELF を設立、NPO法人化、あわせて指定管理を受託
- ・ 受託以前は少なかった子どもや親子をターゲットとした各種教室の開催、地域の町内会・自治会やスポーツ推進委員との連携、より専門的なスタッフの配置などを展開



※ この他、子ども夢パーク（高津区下作延）、青少年の家（宮前区宮崎）などで、地域のNPO法人が関わる合同事業体等が指定管理者に指定されています。